

北九州市農業委員会
第3回東部部会会議（令和5年度10月部会会議）議事録

1 日 時 令和5年10月11日（水）午前10時00分～11時00分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 30名

農業委員 10名

川 江 秀 孝	藤 堂 孝 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
榑 野 保 博	古 田 俊 策	中 村 治 雄	澤 水 理 佳
稲 光 進	八木田 経 二		

農地利用最適化推進委員 20名

増 田 強	矢 野 孔 清	中 村 眞 一	平 尾 長 正
松 根 豊 春	吉 村 晃 一	坂 井 準 二	有 松 政 則
村 田 堯	平 林 秀 美	村 田 紘	酒 井 一 生
古 田 仁 重	清 水 正 人	木 村 博 美	大 下 治 三
黒 崎 隆 博	河 内 一 弥	山 本 勇 次	小 田 征 二

・欠席委員 なし

4 事務局出席者

江 島 事務局長 篠 田 次長 田 上 係長 飛 松 主査

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第12号	許可又は受理の取消願について	1件
報告第13号	非農地証明願について	8件
報告第14号	農地法第3条の3の規定による届出について	6件
報告第15号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	6件
報告第16号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	8件
報告第17号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	3件
議案号18号	農地改良届について	1件

【議 案】

議案第8号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第9号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第10号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について	22件

6 傍聴人 なし

(会長 井手尾秋義委員のご冥福を祈り、黙祷した。)

事務局

ただ今より、令和5年度 第3回東部部会会議を開催します。本日の出席委員は30名中、30名ですので、この会が成立していることをご報告いたします。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。なお、本日は2名の新規就農者の面接を予定しております。

それでは、議事の進行につきましては、部会長職務代理者をお願いいたします。

(部会長不在のため、副部会長の中村治雄委員が職務を代理した。)

部会長職務代理者

ただ今より、令和5年度第3回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略いたします。

議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容をご覧いただいていることと思っておりますので、報告事項につきましては、ご承認願います。

次に、議案の審議に先立ちまして、新規就農者2名の面接を順に行います。議案書18ページの「営農計画書」をご覧ください。それでは、新規就農者の方、説明をお願いします。

(新規就農者①が説明)

それでは、ただ今の説明について、ご意見等はございませんか。
ご意見等がないようでしたら、面接を終了します。

(新規就農者①が退室し、②が入室)

次の方の面接を行います。議案書19ページの「営農計画書」をご覧ください。それでは、新規就農者の方、説明をお願いします。

(新規就農者②が説明)

よろしいですか。他にないですか。ご意見がないようでしたら面接を終了いたします。どうもお疲れ様でした。ありがとうございます。

(新規就農者② 退室)

それでは議案の審議に入ります。報告事項と同様に、事務局による個別の内容の説明を省略いたします。

議案書の15ページをお開きください。議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議を行います。第3項につきましては、松根委員が議事参加の制限を受けますので、先に審議を行います。松根委員の退席を求めます。

(松根委員 退席)

それでは、議案第8号第3項、小倉南区曾根新田北地区担当の澤水委員報告をお願いします。

澤水委員

議案第8号第3項について、譲渡人2名が、それぞれ規模縮小及び農業廃止、譲受人が規模拡大するもので、曾根新田北の申請地において、水稻栽培を行う計画です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

部会長職務代理者

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、松根委員の入室を認めます。

(松根委員 入室)

それでは、議事を進めます。第1項及び第2項、門司区大字吉志地区担当の古田俊策委員報告をお願いします。

古田俊策委員

議案第8号第1項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が営農再開するもので、大字吉志の申請地において、季節野菜栽培を行う計画です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

続いて、第2項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が新規営農するもので、大字吉志の申請地において、季節野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

部会長職務代理者

次に第4項、小倉南区大字徳吉地区担当の私、中村治雄が報告をいたします。

議案第8号第4項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が新規営農するもので、大字徳吉の申請地において、果樹栽培及びあずき栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

次に、第5項、小倉南区大字貫地区担当の川江委員報告をお願いします。

川江委員

議案第8号第5項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、大字貫の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

部会長職務代理者

次に、第6項、小倉南区葛原地区担当の各務委員報告をお願いします。

各務委員

議案第8号第6項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、葛原の申請地において、季節野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

部会長職務代理者

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第8号につきましては、許可と決定いたします。

農地法の改正により、下限面積がなくなったので、100㎡足らずの、足らずという表現が適切かどうかは分かりませんが、新規営農がどうだとかいうような、議案として上げざるを得ないのが、今の現状になっておりますので、こういう点については今後、事務局の方と相談しながら、何か良い解決法方があればと思っておりますので、皆さんの意見をお聞きしながら、適切に対処していきたいと思えます。

参考までに、田舎の宅地を売買した場合、必ず言っているほど、同じ敷地の中に農地部分が付くこととなるかと思えますので、以前でしたら、非農地証明で対応していたのですが、下限面積がなくなったということは、そのまま農地として出てくる。それがすべて新規営農の対象になるのかと言ったら、どうなのか皆さんと議論して良い方向に進めていけたらと思えます。

続きまして、議案書の20ページをお開きください。議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議を行います。今月担当の第1東部調査委員会、私、中村治雄から報告をします。

中村治雄調査長

議案第9号について、調査委員会での事前審査の結果について、ご報告いたします。

まず、第1項、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地ですので、第1種農地ですが、農家住宅を既存の集落に接続して設置するため、転用可能です。

隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思えます。

次に、第2項、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。

無蓋資材置場として、農地を転用するものです。隣接農地はなく、地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思えます。

次に、第3項、申請地は、おおむね300m以内に、高速自動車国道その他の自動車

専用道路の出入り口が存在するため、第3種農地です。無蓋駐車場及び無蓋資材置場として、農地を転用するものです。

隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。

以上、ご報告いたします。ご審議の程、よろしく願いいたします。

部会長職務代理者

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第5号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案書の26ページをお開きください。議案第10号、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について」何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第10号は、原案どおり決定といたします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、5番椰野委員と6番古田俊策委員です。よろしく願いします。

その他でありませんか。事務局は何かありますか。

(事務局より2件連絡事項)

それでは、以上をもちまして、令和5年度第3回東部部会会議を閉会します。お疲れ様でした。